資料３

令和８年度
第１回松伏町国民健康保険運営協議会

国民健康保険税の税率改定について

松伏町 住民ほけん課

令和８年８月１８日

これまでの経緯

国民健康保険の制度改革に伴い、平成３０年から埼玉県と市町村が共同で国保運営を行っている。県では、法定外繰入れの着実な解消や保険税水準の統一、医療費適正化の更なる推進を図るため、国保運営方針を策定した。

県運営方針では、令和９年度から保険税水準の準統一を実現するため、法定外一般会計繰入金を令和８年度までに解消することとした。

松伏町では、平成２８年度の税率改定以後、令和６年度までは基金を活用しながら税率改定を行わずに運営してきたが、基金を活用しても財源不足が生じる推計となったことから、令和７年度に均等割額を１万円引き上げる改定を実施した。

令和８年度には、子ども・子育て支援金制度の創設により、新たな課税区分として子ども・子育て支援納付金分が追加されることとなった。町の税率と県が示す標準保険税率との差は大きいものの、町民の負担を考慮し、基金を最大限活用することにより、医療・後期・介護分の税率は据え置きとし、子ども・子育て支援納付金分を標準保険税率（所得割0.29%、均等割1,921円）で追加する改定を実施した。

令和９年度については、県の国保運営方針に基づき、県内すべての市町村で標準保険税率どおりの税率を設定することとなる（保険税水準の準統一）。松伏町でも、県の示す標準保険税率に合わせて税率改定が必要となる。

1　松伏町の状況について

1）　国民健康保険特別会計の決算の状況

国民健康保険特別会計は、令和７年度は約５千万円の収支残高が生じ、表面的には黒字に見えるが、収入の中には一般会計や財政調整基金からの繰入金や前年度からの繰越金等が含まれており、それらを除いた実質的な単年度収支(※)では、赤字の状況にある。

○歳入　　（単位：千円）

		令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度(見込)
国民健康保険税(a)		640,759	606,130	562,588	591,420
県支出金(b)		2,259,915	2,200,579	2,083,966	2,126,057
繰入金	他会計繰入金(c)	210,870	202,001	189,043	187,338
	うち、その他一般会計繰入金(d)	(40,000)	(30,000)	(20,000)	(10,000)
	基金繰入金(e)	103,603	71,948	83,960	51,257
繰越金(f)		158,139	126,291	78,034	77,347
その他(g)		17,440	11,542	11,013	13,408
歳入合計(A)		3,390,726	3,218,491	3,008,604	3,046,828

○歳出

（単位：千円）

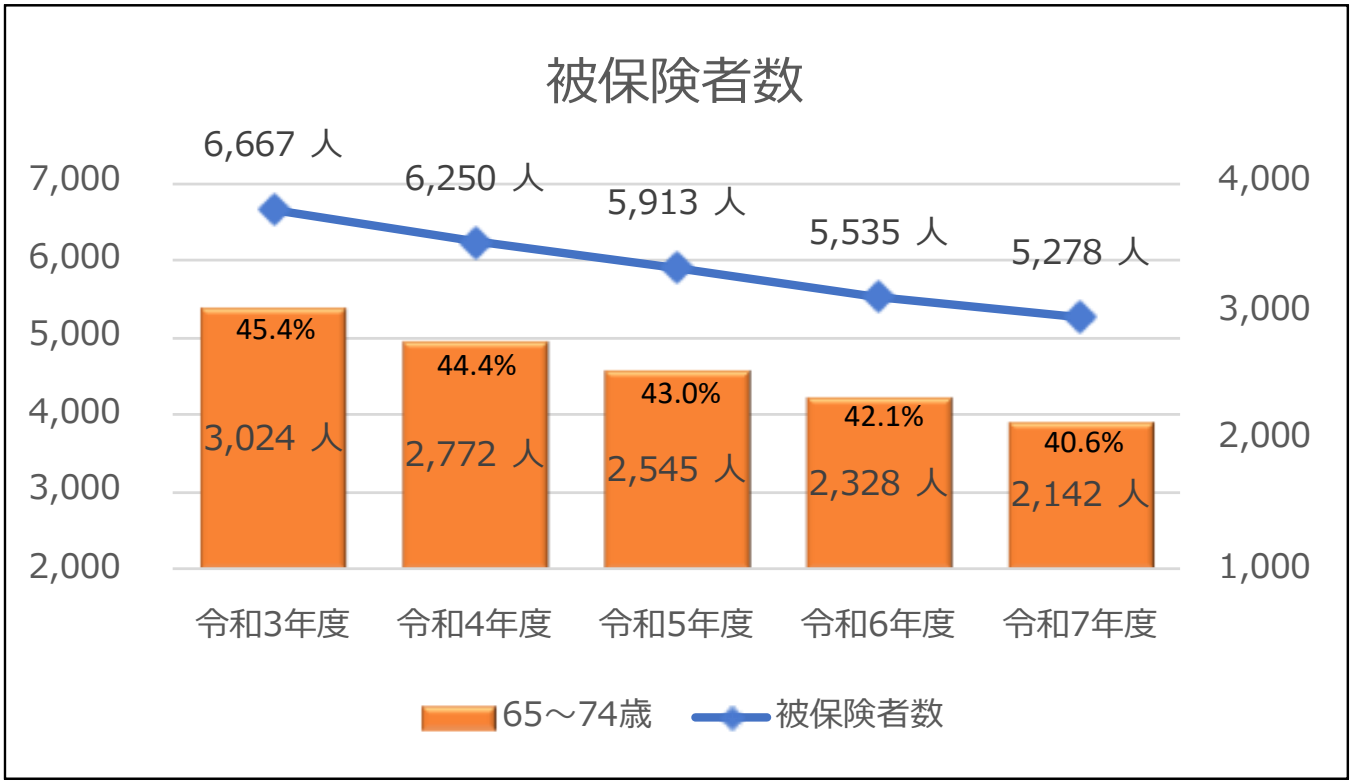
	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度(見込)
総務費(h)	40,006	46,041	45,919	44,912
保険給付費(i)	2,204,426	2,141,640	2,007,665	2,088,837
国民健康保険事業費納付金(j)	865,895	841,707	811,186	789,691
保健事業費(k)	19,898	22,614	25,261	26,091
基金積立金(l)	106,472	56,295	17,702	133
その他	27,738	32,161	23,524	40,369
うち、一般会計繰出金(m)	(6,273)	(7,870)	(3,649)	(11,955)
歳出合計(B)	3,264,435	3,140,457	2,931,257	2,990,033
歳入歳出差引残高(A)－(B)	126,291	78,034	77,347	56,795
実質的な単年度収支(※)	▲ 62,706	▲ 86,040	▲ 83,296	▲ 69,721

○千円未満を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。
○実質的な単年度収支(※)は、歳入合計(A)から他会計繰入金(その他一般会計繰入金)(d)、基金繰入金(e)及び繰越金(f)を除いた額から、歳出合計(B)から基金積立金(l)及びその他(一般会計繰出金)(m)を除いた額を差し引いた金額です。

（令和７年度の実質的な単年度収支計算例）
▲69,721千円＝(3,046,828千円-10,000千円-51,257千円-77,347千円)-(2,990,033千円-133千円-11,955千円)

2）　被保険者数の推移

・被保険者数は、後期高齢者医療制度への移行や被用者保険の適用拡大等により、今後も減少が見込まれる。
・国民健康保険は定年退職者が多く加入するため、６５歳以上の高齢者が多くの割合を占めている。
・団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行のため、令和４年度から令和７年度にかけて６５歳以上の被保険者数の減少幅が大きい。　（図１）

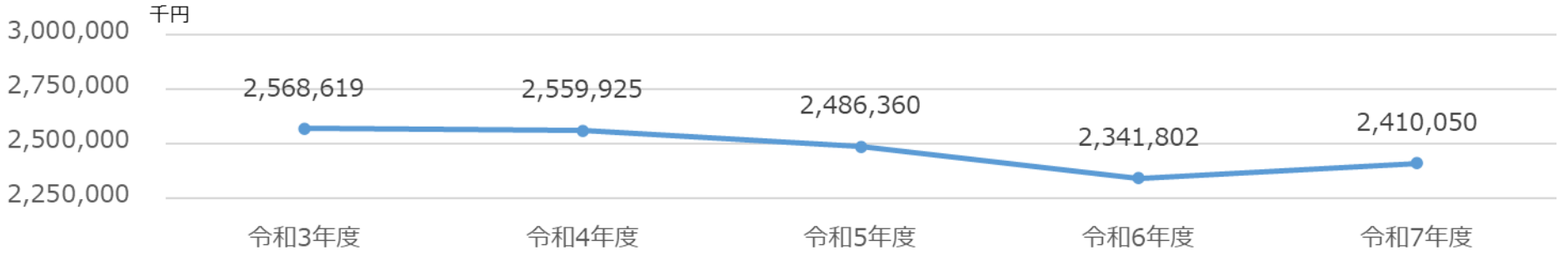


3）　医療費の状況

医療費総額は３年振りに増加となったが、長期的には減少傾向にあり、今後も被保険者数の減少に伴い、同様の傾向が続いていくものと見込まれる。（図２）

○医療費総額の減少

（図２）



被保険者数の減少に伴い、医療費総額は長期的には減少傾向にあるものの、医療の高度化等に伴い、一人当たり医療費は増加していくものと見込まれる。（図３）

○一人当たり医療費の増加

（図３）

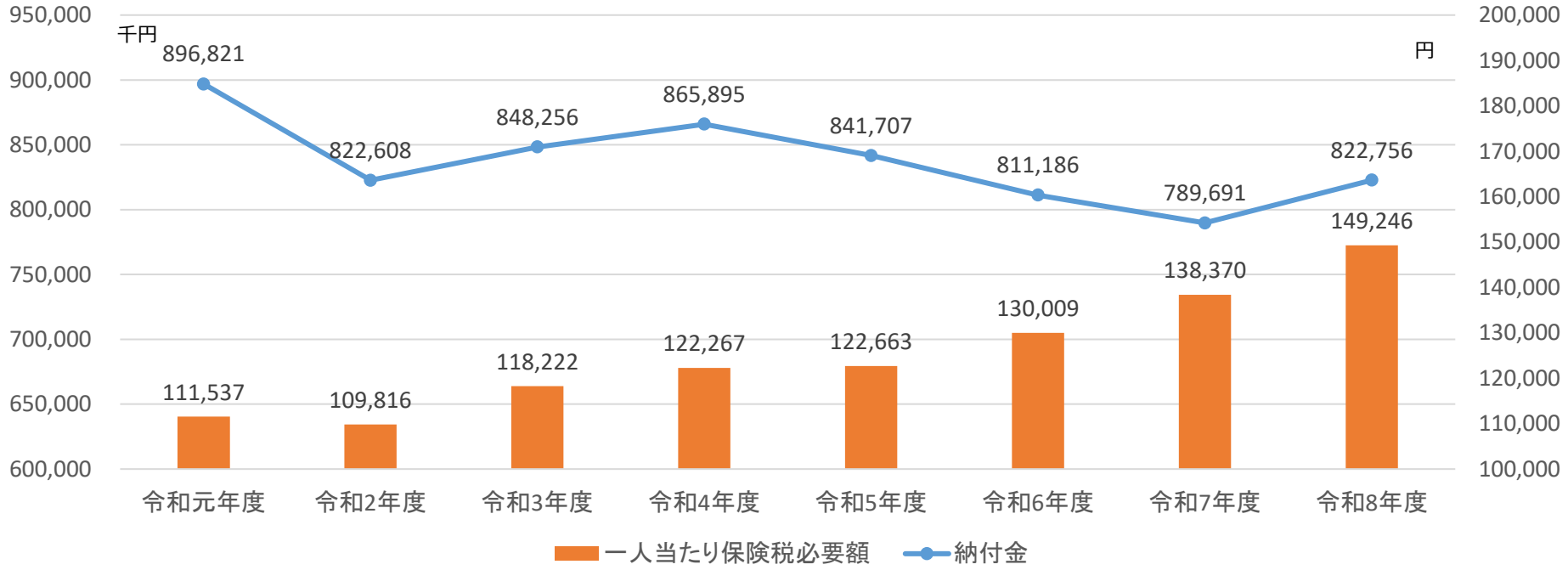


4）　国民健康保険事業費納付金

　埼玉県から示される国民健康保険事業費納付金について、令和８年度は子ども・子育て支援納付金等の創設等により増加しており、一人当たりの保険税必要額についても、医療の高度化等に伴い、増加傾向にある。
　納付金は、国のガイドラインに基づき、県で必要な納付金総額の応能分・応益分を各市町村の所得シェア・被保険者数シェアで按分することにより算定されるため、今後の見込が難しい。（図４）

○国民健康保険事業費納付金と一人当たり保険税必要額の推移

(図４)

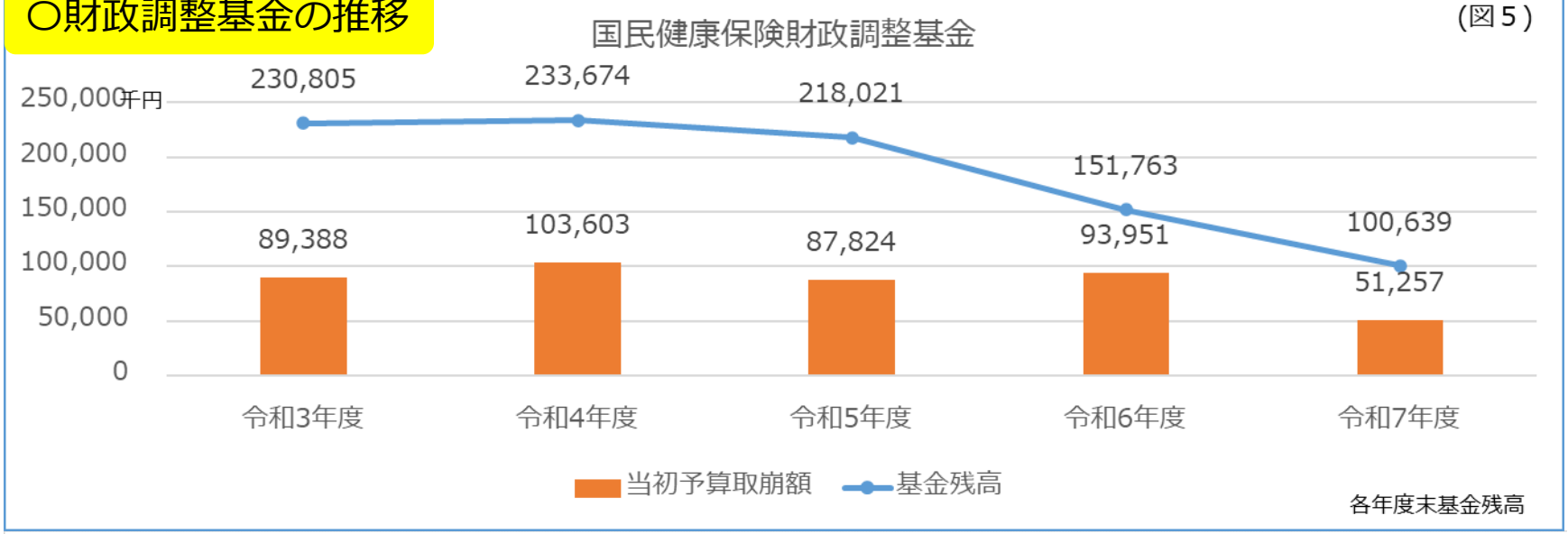


5）　国民健康保険財政調整基金の推移

令和７年度末における基金残高は、１億６３万９千円。令和７年度は法定外一般会計繰入金等の減少が積立の減少に繋がり、基金が大きく減少した。令和７年度当初予算では、５，６０３万３千円を基金から取り崩しているが、令和８年度当初予算では、基金から８，８３３万２千円を取り崩し財源とした。子ども・子育て支援納付金分以外の税率を据え置いた影響で、 取崩しは増加している。（図５）

○財政調整基金の推移

（図５）



（千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
当初基金残高	215,254	230,805	233,674	218,021	151,763
積立	117,716	106,472	56,295	17,702	133
取崩し	102,165	103,603	71,948	83,960	51,257
年度末基金残高	230,805	233,674	218,021	151,763	100,639

2　保険税率の状況について

1）　松伏町保険税率と標準保険税率

・松伏町の保険税率は、令和７年度に均等割額を１万円引き上げたが、令和９年度からの準統一保険税の目安となる市町村標準保険税率と比べ、子ども・子育て支援納付金分以外に大きな差がある。

		松 伏 町	令和８年度標準保険税率	標準保険税率との差異
所得割率	医療分	7.80%	8.23%	▲0.43%
	後期分	2.00%	2.85%	▲0.85%
	介護分	1.60%	2.50%	▲0.90%
	子ども分	0.29%	0.29%	0.00%
	合計	11.69%	13.87%	▲2.18%
均等割額	医療分	37,400円	50,007円	▲12,607円
	後期分	10,400円	17,236円	▲6,836円
	介護分	12,300円	17,717円	▲5,417円
	子ども分	1,921円	1,921円	0円
	合計	62,021円	86,881円	▲24,860円

※医療分…医療給付費分、後期分…後期高齢者支援金等分、介護分…介護納付金当分、子ども分…子ども・子育て支援納付金分
以降のページにおいて同じ

２）　標準保険税率の推移

・所得割及び均等割の合計は、年々上がっている。
・松伏町の保険税率は、令和７年度から均等割額を医療分６，２００円と後期分３，８００円の合計１万円引き上げた。

		R3	R4	R5	R6	R7	R8	松伏町 現行税率
医療分	所得割	6.54%	6.74%	6.67%	7.03%	7.52%	8.23%	7.80%
	均等割	38,470円	41,120円	40,292円	41,720円	46,116円	50,007円	37,400円
後期分	所得割	2.46%	2.42%	2.78%	2.86%	2.75%	2.85%	2.00%
	均等割	14,313円	14,285円	16,279円	16,513円	16,622円	17,236円	10,400円
介護分	所得割	2.64%	2.57%	2.40%	2.36%	2.29%	2.50%	1.60%
	均等割	19,272円	18,668円	17,440円	16,743円	16,512円	17,717円	12,300円
子ども分	所得割	―	―	―	―	―	0.29%	0.29%
	均等割	―	―	―	―	―	1,921円	1,921円
計	所得割	11.64%	11.73%	11.85%	12.25%	12.56%	13.87%	11.69%
	均等割	72,055円	74,073円	74,011円	74,976円	79,250円	86,881円	62,021円

3）　令和８年度松伏町保険税率と標準保険税率による税額の比較

所得				０円				１００万円			
世帯人数	うち介護被保	うち就学児	うち未就学児	軽減	現行	標準税率	差　額	軽減	現行	標準税率	差　額
1人	0人	0人	0人	７割	14,800円	20,600円	5,800円	２割	97,100円	120,000円	22,900円
1人	1人	0人	0人	７割	18,400円	25,900円	7,500円	２割	116,000円	148,400円	32,400円
2人	0人	0人	0人	７割	29,700円	41,400円	11,700円	５割	107,100円	133,800円	26,700円
2人	2人	0人	0人	７割	37,000円	52,000円	15,000円	５割	128,500円	165,700円	37,200円
4人	2人	0人	2人	７割	51,300円	72,200円	20,900円	５割	152,400円	199,300円	46,900円
4人	2人	2人	0人	７割	65,600円	92,300円	26,700円	５割	176,300円	233,000円	56,700円
4人	2人	0人	0人	７割	66,800円	93,500円	26,700円	５割	178,200円	234,900円	56,700円

所得				２００万円				３００万円			
世帯人数	うち介護被保	うち就学児	うち未就学児	軽減	現行	標準税率	差　額	軽減	現行	標準税率	差　額
1人	0人	0人	0人		208,000円	247,500円	39,500円		308,900円	361,200円	52,300円
1人	1人	0人	0人		245,400円	304,400円	59,000円		362,300円	443,100円	80,800円
2人	0人	0人	0人		257,700円	316,700円	59,000円		358,600円	430,400円	71,800円
2人	2人	0人	0人		307,400円	391,300円	83,900円		424,300円	530,000円	105,700円
4人	2人	0人	2人	２割	320,900円	410,400円	89,500円		472,100円	597,200円	125,100円
4人	2人	2人	0人	２割	359,100円	464,200円	105,100円		519,900円	664,400円	144,500円
4人	2人	0人	0人	２割	362,200円	467,300円	105,100円		523,800円	668,300円	144,500円

※「軽減」欄は、国保加入者数と世帯の合計所得の金額に応じて均等割額に適用される減額の割合を示しています。
※就学児及び未就学児は子ども分の均等割が全額免除されます。また、未就学児に係るその他の均等割は5割減額されます。
※介護被保…40～64歳の介護保険2号被保険者、就学児…小学生～高校生、未就学児…小学校入学前

４）近隣市町の保険税率等の状況

・近隣市町において令和８年度に子ども・子育て支援金の創設以外の税率改定をしたのは、５市２町である。５市２町とも引き上げ改定となっている。
・今まで松伏町の国保税率は近隣市町と比較し、医療分の所得割と均等割が比較的高くなっていたが、他市町の改定によって、子ども分以外はいずれも平均以下の税率となっている。

保険者名		春日部市	草加市	越谷市	八潮市	三郷市	吉川市	宮代町	杉戸町	松伏町	平　均
医療分	所得割	8.70%	8.78%	8.11%	7.80%	8.20%	7.20%	7.70%	7.00%	7.80%	7.92%
	均等割	47,100円	45,800円	49,315円	35,000円	41,600円	43,000円	44,900円	40,000円	37,400円	42,679円
後期分	所得割	2.87%	2.91%	2.83%	2.50%	2.80%	2.50%	2.70%	2.70%	2.00%	2.65%
	均等割	16,100円	14,800円	17,086円	15,000円	14,100円	13,000円	15,900円	15,000円	10,400円	14,598円
介護分	所得割	2.46%	2.52%	2.44%	2.30%	2.40%	2.30%	2.35%	2.30%	1.60%	2.30%
	均等割	16,600円	16,000円	17,325円	14,000円	15,600円	15,000円	16,600円	15,000円	12,300円	15,381円
子ども分	所得割	0.26%	0.30%	0.30%	0.30%	0.29%	0.20%	0.26%	0.20%	0.29%	0.27%
	均等割	1,600円	1,900円	1,978円	1,976円	1,914円	2,000円	1,678円	1,600円	1,921円	1,841円
合計	所得割	14.29%	14.51%	13.68%	12.90%	13.69%	12.20%	13.01%	12.20%	11.69%	13.13%
	均等割	81,400円	78,500円	85,704円	65,976円	73,214円	73,000円	79,078円	71,600円	62,021円	74,499円
改定の有無		○	○	○	×	○	○	○	○	×	
標準保険税率と一致		×	×	○	×	×	×	×	×	×	

５）埼玉県内の保険税率等の状況（２方式）

・埼玉県内63市町村で賦課方式が２方式の市町村は、60市町村

所得割

○60市町村中4番目に低い税率　松伏町・・・11.69%

※参考

・一番低い税率・・・川島町　10.80%
・一番高い税率・・・所沢市　14.74%(標準保険税率)
・市町村平均・・・・13.01%（R7は11.90%）

均等割

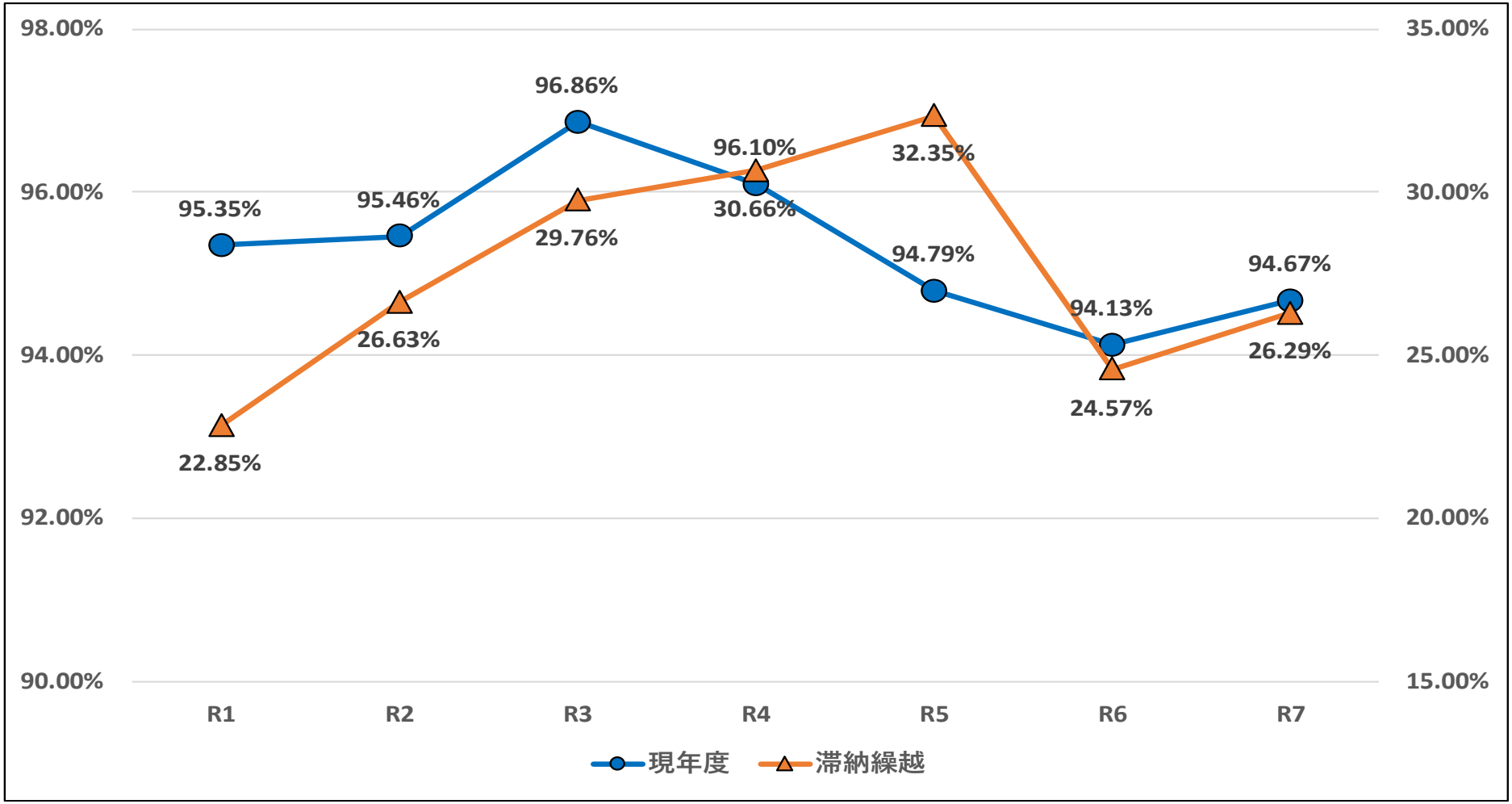
○60市町村中5番目に低い税額　松伏町・・・62,021円

※参考

・一番低い税額・・・和光市　49,854円
・一番高い税額・・・越谷市　85,704円(標準保険税率)
・市町村平均・・・・74,752（R7は63,556円）

６）松伏町国民健康保険税の収納率の推移

・松伏町の保険税収納率は、現年分、滞納繰越分ともに向上。
（現年度分）　令和6年度：94.13% ⇒ 令和7年度：94.67%（+0.54ポイント）
（滞納繰越分）令和6年度：24.57% ⇒ 令和7年度：26.29%（+1.72ポイント）



3　令和８年度税率改定の今後のスケジュールについて

今後のスケジュール

令和８年１１月下旬　納付金・標準保険税率の仮算定提示（県）
■仮算定の標準保険税率に基づき令和９年度の税率改定を行う

⇓

１２月中旬　第２回国保運営協議会（予定）
■１１月の仮算定を受けて協議
・税率改定について

⇓

令和９年　１月中旬　納付金の本算定・標準保険税率の本算定提示（県）
■本算定に基づく税率の引上げ引下げは行わない
（仮算定を上回った場合は県の財政調整基金を活用、下回った場合も余剰分は基金積立てに活用するため）

⇓

２月中旬　第３回国保運営協議会（予定）
・令和９年度当初予算について

⇓

３月　税率改定について議会に上程
賦課限度額について専決処分